

Question (使用歴(自家用、営業用、レンタカー、その他の別)の表示方法)

- ◆ 店頭展示車では、そのクルマの使用歴として「自家用」や「営業用」、「レンタカー」などを表示していますが、広告の場合も表示が必要ですか？
- ◆ 使用歴の「その他」とは、どのような場合に表示しますか？

Answer 広告であっても、使用歴の表示は必要です。ただし、「自家用」の場合のみ省略が可能です。(広告における使用歴の表示の省略については [こちら](#))
「その他」とは、自動車教習所等で使用された車両などの場合に表示します。

<使用歴の表示方法>

- ① 広告における「自家用」の表示については省略可能
- ② 自家用、営業用、レンタカー、その他の区分を表示し、自動車教習所等で使用されたもの、海外で使用され、使用区分がわからないものは、「その他」と表示すること

Hint!

◎関連条文 中古車規約施行規則第8条

- 1 規約第11条第2項及び第3項による同条第1項第5号の「自家用」の表示については、これを省略することができるものとする。
- 2 規約第11号第1項第5号及び第2項並びに第3項の「営業用」とは、道路運送車両法第2条に規定する自動車運送事業の用に供した自動車をいう。
- 3 規約第11条第1項第5号及び第2項並びに第3項の「その他」とは、自動車教習所等において使用した自動車をいい、これを表示する場合には、その区分を明記するものとする。